

第1章 基本計画の策定にあたって

● 背景・目的

計画期間:令和2年度(2020年度)~令和9年度(2027年度) 8年間

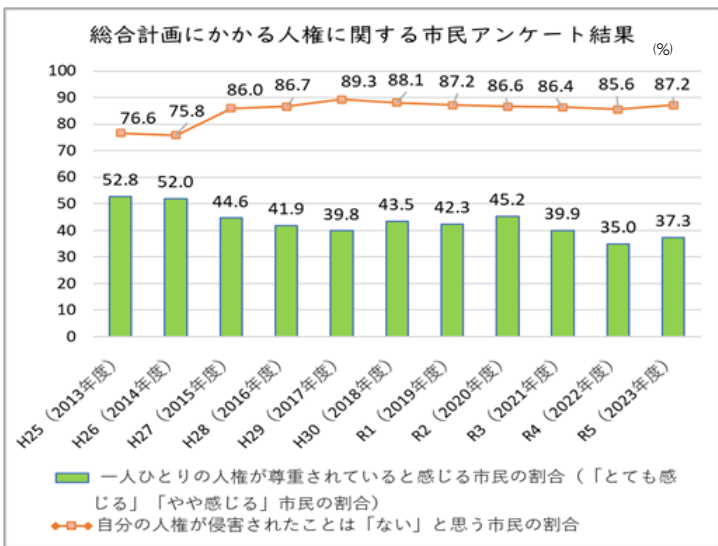
※計画の中間年にあたる令和5年度(2023年度)に見直しを実施

本市では、さまざまな人権問題に対応するため、平成21年(2009年)3月に10年間を計画期間とする第1次熊本市人権教育・啓発基本計画を、令和2年(2020年)3月に令和9年度(2027年度)までの8年間を計画期間とする第2次熊本市人権教育・啓発基本計画を策定し、人権尊重社会の実現に向けた人権教育啓発の取組を進めてきたところです。

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画においては、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認められた場合は、その都度見直しを行うこととしており、計画の策定から4年が経過し、この間、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別など新たな人権課題が浮彫りになるなど社会情勢が変化していること、人権に関する法整備がなされていること、本市の総合計画との整合性などから、令和5年度(2023年度)に中間見直しを行い、改訂版を策定しました。

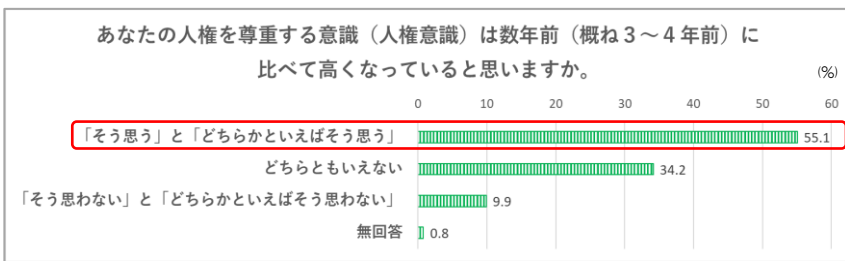
第2章 計画の検証と人権を取り巻く状況

● 検証と課題



人権を取り巻く環境の変化が市民の意識にも影響を与えており、全体的な数値の上昇は困難な状況にある。

一方で、社会の成熟化に伴い、これまで人権問題として捉えられてこなかったことが捉えられるようになったりと、個人の人権意識は高まっていると考えられる。



(令和5年度 人権に関する市民意識調査結果)

第3章 計画の基本的考え方

● 基本理念

すべての人々が幸福な生活を営むために、人間としての尊厳に基づき、自分のもとより、他人の人権をも大切にし、お互いを認め合い、尊重し合うこと

※国連の「世界人権宣言」及び日本国憲法の精神にのっとり設定した第1次熊本市人権教育・啓発計画の基本理念を継承しています。

● 基本方針

一人ひとりの人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会を実現するため、次の5つの方針を基に、人権教育・啓発を推進します。

① 市民参画と協働による人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが、人権意識の高揚に努めるとともに、それぞれの役割等を明確にし、市や行政機関等と連携し、創意工夫して市民参画と協働による人権教育・啓発に取り組みます。

② 人権尊重を基調とした施策の推進

市の施策や事業は、生活、福祉、教育、文化、経済等、広範多岐な分野にわたっており、人権尊重の理念が行政施策の基本であることを再認識し、この理念を基調とした施策や事業を推進していきます。

③ 人権感覚豊かな市職員の育成

職員一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、「人権問題の解決に向け自分の担当職務をとおしてどのようなことができるか」という視点から、自ら考え、自ら見直し、自ら行動する力を育ていくための研修をとおして人権感覚を磨き、育てていきます。

④ 関係機関等との連携強化

近隣自治体への情報提供の実施等、関係行政機関や民間団体・地域団体等との連携を強化し、情報の共有化、相談体制のネットワーク化、啓発事業の充実に努めます。

⑤ ヘイトスピーチへの迅速な対応と条例等の制定による差別の解消に向けた取組

ヘイトスピーチには国や県等の関係機関と連携して、事象の確認や研修会の開催等、迅速な対応を実施します。また、人権尊重が当たり前の地域社会の実現に向け、条例等の制定による差別の解消に取り組めます。

● 検証指標

検証指標	基準値 H30年度 2018	R5年度 2023	目標値 R9年度 2027
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	43.5%	目標値 47.0% 実績値 37.3%	見直し前 55.0% 見直し後 47.0%
自分の人権が侵害されたことは「ない」と思う市民の割合	88.1%	目標値 92.0% 実績値 87.2%	見直し前 95.0% 検証指標から削除
新規 日常において人権を意識している市民の割合	—	基準値 86.4%	90.0%

第4章 分野別人権問題への取組

私たちの身の回りには、未だ数多くの人権問題が存在し、社会の情勢の変化とともに新たな人権問題も発生しています。各分野別の人権問題については、それぞれの社会的背景や、これまでの取組の成果や課題を踏まえながら、基本方針に応じた取組を推進します。

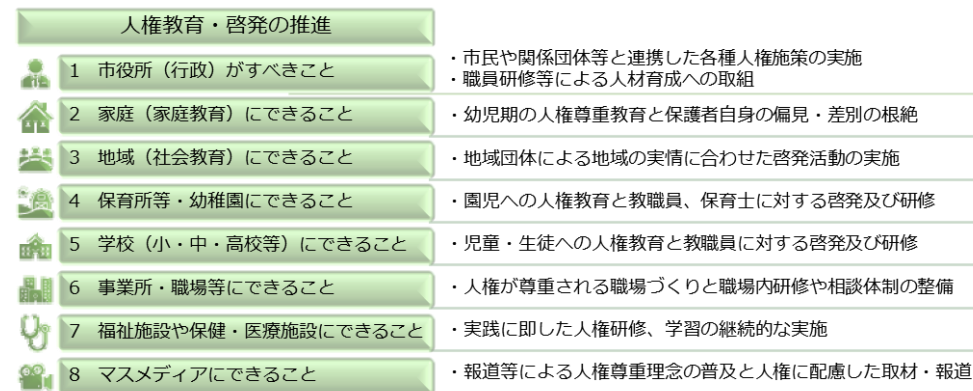
項目	基本方針	施策	中間見直しでの主な変更点
1 女性(又は男性)に関する問題	あらゆる暴力を許さない社会の実現	①暴力(DV・セクハラ等)を許さない基盤づくり ②DV相談体制の強化と被害者の自立支援	
2 こどもに関する人権問題	関係機関等と連携によるこどもの人権尊重	①児童相談所の体制及び専門性の強化と里親家庭への支援充実 ②社会的な支援の必要性が高いこどもや家庭への理解と支援 ③家庭・地域等と連携した人権教育の推進 ④学習内容・方法等の改善・充実	こどもの権利サポートセンターの設置による支援強化を追記
3 高齢者に関する人権問題	「一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合いながら住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会」の実現	①認知症高齢者の理解を深めるための普及・啓発 ②認知症高齢者の早期発見・早期対応と家族の支援 ③高齢者虐待の防止と対応 ④成年後見人制度等による高齢者の権利擁護	若年性認知症への支援を追記
4 障がいのある人に関する人権問題	障がいへの理解促進と権利擁護の推進	①障がいのある人に対する理解の促進 ②障がいのある人への虐待防止 ③手話言語条例制定に基づく施策の推進 ④障がいのある人の働きやすい職場環境の整備	手話言語条例制定に基づく施策の推進に変更
5 部落差別(同和問題)	市民一人ひとりが部落差別(同和問題)への正しい理解と認識を深める	①研修や啓発活動の実施による正しい知識の深化と理解 ②関係機関・関係団体等との連携による啓発活動	
6 外国人に関する人権問題	多文化共生社会の推進及びグローバルな人材の育成と集積・活用	①市民を対象に異文化理解の促進や多文化共生に対する意識の醸成 ②外国人に対する支援の充実 ③地域を担うグローバルな人材の育成と次世代への継承	地域での学びの機会の創出を追記
7 性的マイノリティに関する人権問題	市民一人ひとりが活躍できる社会環境の整備	①性的マイノリティへの支援・社会参画の促進 ②性的マイノリティへの理解促進	施策に「②性的マイノリティへの理解促進」を追記
8 水俣病に関する人権問題	水俣病に対する正しい理解のための啓発推進	①市民・企業・団体への啓発の推進 ②学校における取組の推進	
9 ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題	ハンセン病についての正しい認識とハンセン病回復者等に対する理解の深化	①市民に対する啓発の推進 ②小・中学校における学習の推進 ③教職員に対する研修・啓発の推進	
10 エイズ患者やHIV(エイズウイルス)感染者に関する人権問題	市民一人ひとりがHIV感染の予防を考え、感染者との共存について理解する	①啓発活動の推進 ②相談・検査業務の充実	
11 刑を終えた出所者等に関する人権問題	刑を終えた出所者等に対する市民への人権啓発	①社会を明るくする運動等を通した市民への啓発 ②再犯防止に向けた関係機関・団体との連携	
12 犯罪被害者に関する人権問題	犯罪被害者等に関する人権啓発	①市民及び事業者への啓発活動 ②犯罪被害者等支援に向けた関係機関・団体との連携	熊本市犯罪被害者等支援条例に基づく施策を追記
13 インターネットによる人権問題	個人情報の管理とインターネット利用上の情報モラルに関する学習機会の提供	①情報セキュリティポリシー見直しと職員研修の強化及びセキュリティ対策ソフトの導入等 ②学校教育における取組 ③市民を対象とした啓発活動への取組 ④差別事象への対応	施策に「④差別事象への対応」を追記
14 災害に関する人権問題	災害における経験の継承と、定期的な訓練等による要配慮者への対応の確認	①災害の記録、記憶及び教訓の継承 ②災害時の要配慮者への配慮の優先 ③福祉避難所の体制整備 ④要配慮者等に配慮した避難所づくり	災害の記憶、記録及び教訓の次世代への継承に変更
15 アイヌの人々に関する人権問題	アイヌの人々の尊厳を認め、その伝統・文化を正しく理解して尊重する	①伝統文化の理解 ②講演会時のパンフレット配布等の啓発活動	

項目	基本方針	施策	中間見直しでの主な変更点
16 難病患者に関する人権問題	難病患者・家族への相談・支援の充実	①指定難病医療費助成の実施 ②難病相談支援センターの設置 ③難病対策地域協議会による情報共有と関係者への啓発推進 ④医療費相談・訪問相談事業等の実施	
17 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心とした市民への啓発推進	①啓発ポスターの掲示や関連イベント等の周知 ②学校教育における取組	
18 ホームレスの人々に関する人権問題	ホームレスの人たちへの自立支援と偏見・差別意識の解消	①自立支援への取組 ②偏見・差別意識の解消	
19 自死遺族に関する人権問題	自死遺族等への相談支援と理解促進	①自死遺族等への相談支援 ②自死遺族グループミーティングの開催 ③自死遺族への理解促進	
20 様々な人権問題	様々な人権問題に対し、正しく理解し、差別や偏見の解消に努める	①教育・啓発の推進と問題への対処	正しい情報に基づく人権に配慮した行動の啓発を追記

第5章 基本計画の推進

● 人権教育・啓発の主体とその取組

家庭、地域、学校、職場、市等が人権教育・啓発活動を推進する上での役割や具体的な取組を示します。



● 推進体制

